

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>主幹教諭の職務を規定するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 主幹教諭の職務の追加 (1) 主幹教諭の職務を加える。 (第31条の5関係)</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の六を第三十一条の七とし、第三十一条の五を第三十一条の六とし、第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（主幹教諭の職務）

第三十一条の五 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(主幹教諭の職務)</p> <p>第三十一条の五 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。</p> <p>第三十一条の六 略</p> <p>第三十一条の七 略</p>	<p>(新設)</p> <p>第三十一条の五 略</p> <p>第三十一条の六 略</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

奈良県教育委員会委員長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第 号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の六を第三十一条の七とし、第三十一条の五を第三十一条の六とし、第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（主幹教諭の職務）

第三十一条の五 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。